

平成28年2月24日

二宮町長 村田 邦子 様

二宮町総合計画審議会
会 長 後 藤 伸

第5次二宮町総合計画中期基本計画について

平成27年10月19日付け二第1377号により諮問を受けました第5次二宮町総合計画中期基本計画について、別紙のとおり意見書を提出します。

なお、諮問の際に示された第5次二宮町総合計画中期基本計画骨子（案）に基づき、本審議会で慎重に検討いたしました。

その検討結果を「第5次二宮町総合計画中期基本計画（二宮町総合計画審議会案）」としてとりまとめましたので、町においてはこれを十分に尊重し、第5次二宮町総合計画中期基本計画策定及び事業実施に反映されますよう要望し、本審議会の答申とします。

第5次二宮町総合計画中期基本計画について（意見）

第5次二宮町総合計画中期基本計画の策定については、基本構想に掲げるまちの将来像である「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」と、3つの理念である「まちづくりの力」、「地域の力」、「自治体経営の力」に基づき、4つのまちづくりの方向性である「生活の質の向上と定住人口の確保」、「環境と風景が息づくまちづくり」、「交通環境と防災対策の向上」、「戦略的行政運営」の実現に向けて中期基本計画における重点的方針を中心に検討を行いました。

重点的方針の検討にあたっては、今後、3年間に町が戦略的かつ重点的に取り組むべき事項について、二宮町総合戦略との整合を図るとともに、町民満足度調査や町民ワークショップなどの結果を踏まえ、町の強みである豊かな自然環境や温暖な気候、歴史・文化などの魅力を最大限活かした施策となるよう配慮し、最終的に14本の重点的方針として整理しました。

この重点的方針の推進にあたっては、子どもから高齢者、障がい者など、誰もが健康でいきいきと生活することができ、多くの人々が二宮町に住んで良かったと実感できるまちが実現されるよう、多くの町民や地域、民間企業等とも連携・協力しながら積極的な事業展開が必要となります。

町民活動や地域コミュニティが活性化し、町全体の活性化が図られ、基本構想に掲げる町の将来像が実現されるよう、積極的な取り組みを要望します。

検討経過

第1回総合計画審議会及び二宮町総合戦略検討委員会

日 時 平成27年 8月 5日(水) 午前9時30分～11時30分

内 容

- ・第5次二宮町総合計画中期基本計画及び二宮町長期人口ビジョン・二宮町総合戦略について
- ・第5次二宮町総合計画中期基本計画及び二宮町長期人口ビジョン・二宮町総合戦略策定方針について

第2回総合計画審議会及び二宮町総合戦略検討委員会

日 時 平成27年 8月26日(水) 午前9時15分～12時00分

内 容

- ・人口動向分析の結果について
- ・総合戦略の課題の検討について
- ・中期基本計画の策定に向けた課題の検討について

第3回総合計画審議会及び二宮町総合戦略検討委員会

日 時 平成27年10月19日(月) 午後3時30分～5時30分

内 容

- ・第5次二宮町総合計画中期基本計画の諮問並びに二宮町総合戦略の審議について
- ・人口ビジョン骨子(案)について
- ・総合戦略骨子(案)について
- ・第5次二宮町総合計画中期基本計画分野別方針骨子(案)について
- ・アンケート調査結果について

第4回総合計画審議会及び二宮町総合戦略検討委員会

日 時 平成27年11月30日(月) 午後3時30分～6時30分

内 容

- ・二宮町人口ビジョン素案(案)について
- ・二宮町総合戦略素案(案)について
- ・第5次二宮町総合計画中期基本計画素案(案)について

第5回総合計画審議会及び二宮町総合戦略検討委員会

日 時 平成28年 2月12日(金) 午後2時00分～5時00分

内 容

- ・第5次二宮町総合計画中期基本計画（素案）、二宮町人口ビジョン（素案）及び二宮町総合戦略（素案）に対する意見募集結果について
- ・二宮町総合戦略素案（案たたき台）について
- ・二宮町総合戦略の進行管理について

第6回総合計画審議会及び二宮町総合戦略検討委員会

日 時 平成28年 2月24日(水) 午前10時00分～12時00分

内 容

- ・第5次二宮町総合計画中期基本計画について
- ・二宮町総合戦略について
- ・意見交換

二宮町総合計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、二宮町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じて、総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、二宮町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町議会の議員 2人
- (2) 町教育委員会の委員 1人
- (3) 町農業委員会の委員 1人
- (4) 関係行政機関の職員 3人以内
- (5) 町の区域内の公共的団体等の代表者 5人以内
- (6) 学識経験を有する者 6人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月22日条例第18号）

この条例は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日条例第19号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月15日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日条例第11号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

二宮町総合計画審議会委員名簿

| 氏 名 | 選 出 区 分 | |
|------------|---------------|----|
| 前田 憲一郎 | 町議会の議員 | 1号 |
| 柳川 駅司 | 町議会の議員 | 1号 |
| 蓮實 茂夫 | 町教育委員会の委員 | 2号 |
| 柏木 稔 | 町農業委員会の委員 | 3号 |
| 佐藤 清 | 関係行政機関 | 4号 |
| 廣上 正市(副会長) | 町内の公共的団体等の代表者 | 5号 |
| 田邊 邦良 | 町内の公共的団体等の代表者 | 5号 |
| 岡本 康則 | 町内の公共的団体等の代表者 | 5号 |
| 後藤 伸(会長) | 学識経験を有する者 | 6号 |
| 籙 健夫 | 学識経験を有する者 | 6号 |
| 秋山 和紀 | 学識経験を有する者 | 6号 |
| 高須 英郎 | 学識経験を有する者 | 6号 |
| 豊田 博美 | 学識経験を有する者 | 6号 |
| 駒沢 慎一郎 | 学識経験を有する者 | 6号 |

二宮町総合計画審議会オブザーバー

| |
|--------|
| 岩永 岳大 |
| 稲葉 しずか |
| 井上 岳一 |
| 菅澤 富枝 |